

## 平成26年第1回横手市議会1月臨時会会議録

---

### 議事日程（第1号）

平成26年1月21日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
  - 第 2 会期の決定について
  - 第 3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
  - 第 4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
  - 第 5 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
  - 第 6 議案第1号 財産の取得について
  - 第 7 議案第2号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第8号）
  - 第 8 議案第1号 財産の取得について
  - 第 9 議案第2号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第8号）
- 

### 本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

---

### 出席議員（25名）

1 番	高橋和樹	2 番	佐藤徳雄
3 番	立身万千子	4 番	斎藤勇
5 番	小野正伸	6 番	遠藤忠裕
7 番	土田百合子	8 番	寿松木孝
9 番	播磨博一	10番	青山豊
11番	加藤勝義	12番	奥山豊和
13番	本間利博	14番	菅原正志
15番	土田祐輝	16番	佐藤清春
17番	佐藤忠久	18番	塩田勉
19番	佐々木喜一	20番	佐藤誠洋
21番	高橋聖悟	22番	木村清貴
24番	斎藤光司	25番	菅原恵悦
26番	佐々木誠		

---

欠席議員（1名）

23番 阿部正夫

---

説明のため出席した者（28名）

市長	高橋大	副市長	佐藤良吉
教育長	伊藤孝俊	総務企画部長	浮嶋伸
財務部長	石山清和	市民生活部長	小丹茂樹
健康福祉部長	柴田恒宏	産業経済部長	遠藤久志
建設部長	照井康晴	上下水道部長	鈴木弘志
教育総務部長	小川良平	教育指導部長	佐藤稔
消防長	伊藤弘明	市立横手病院 事務局長	佐藤正弘
市立大森病院 事務局長	金澤和彦	総務企画部次長 兼人事課長	皆川規和
総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋利宏	総務企画部長 総務課長	佐藤亮
総務企画部 経営企画課長	渡部幸伸	財務部財政課長	三浦淳
横手地域局長	武田浩一	増田地域局長	遠藤晴美
平鹿地域局長	高橋嘉	雄物川地域局長	杉山哲
大森地域局長	高山勇光	十文字地域局長	鈴木淳悦
山内地域局長	照井礼司	大雄地域局 地域振興課長	照井寛

---

事務局職員出席者

事務局長	高橋実	主幹	村上伸夫
総務担当主査	小田嶋あけみ	議事調査担当主査	長瀬肇
議事調査担当主任	藤井健一		

◎開会及び開議の宣告

○木村清貴 議長 おはようございます。

23番阿部正夫議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから、平成26年第1回横手市議会1月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

監査委員から随時監査報告書及び例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

◎会議録署名議員の指名

○木村清貴 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番小野正伸議員、6番遠藤忠裕議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○木村清貴 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第3、報告第1号専決処分の報告について報告を求めます。

消防長。

○伊藤弘明 消防長 ただいま議題となりました報告第1号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて12月26日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。

議案書の2ページをお開き願います。

事故の発生日時は、平成25年11月8日、午前9時15分ころで、発生場所は、横手市上境字大上境121番地先、主要地方道大曲横手線上であります。

相手方は、記載のとおりでございます。

事故の概要であります。横手市消防署所属職員が消火栓表示器取り付けのため地域局から借り上げた軽トラックに竹ざおを積載して走行中、長さ3メートルの竹ざお、およそ20本が右側に荷崩れを起

こし、対向してきた軽乗用車のボンネットを損傷させたものがございます。

過失割合は市が100%、損害賠償額は3,000円で、全国市有物件災害共済で対応するものでございます。

作業時の安全管理につきましては、消防業務の基本と考えておりますので、安全管理の徹底と交通事故防止に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第1号の報告を終わります。

---

### ◎報告第2号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第4、報告第2号専決処分の報告について報告を求めます。

健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました報告第2号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて平成26年1月6日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定に基づき本議会に報告するものでございます。

議案書の4ページをごらんください。

事故の発生日時は、平成25年10月18日、午前11時ごろでございます。

発生場所は、横手市根岸町、横手厚生病院駐車場でございます。

相手方は、記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、健康福祉部大和更生園非常勤職員が、大和更生園の入所者の診察が終わり、園に戻るため駐車場から出ようとした際、後方確認不足により駐車していた相手方車両と接触し、相手方車両を破損したものでございます。

過失の割合は、市側が100%、相手側がゼロでございます。

賠償額は4万5,455円でございます。全額を全国市有物件共済で対応するものでございます。

福祉施設の送迎時の運転につきましては、事故のないよう機会あるごとに注意喚起しておりましたが、このような事故が起こってしまったことにつきましておわび申し上げ、ご報告させていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第2号の報告を終わります。

---

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第5、報告第3号専決処分の報告について報告を求めます。

健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました報告第3号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案も車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて平成26年1月6日付で専決処分いたしましたので、本議会に報告するものでございます。

議案書の6ページをごらんください。

事故の発生日時は、平成25年11月15日、午後5時30分ごろでございます。

発生場所は、横手市大森町上溝字上野133番地内でございます。

相手方は、記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、健康福祉部指定通所介護事業所の非常勤職員が、デイサービス利用者を自宅に送り届けようと利用者宅敷地にバックで侵入した際、後方の確認不足により駐車していた相手方車両と接触し、相手方車両を破損させたものでございます。

過失の割合は、市側が100%、相手方がゼロでございます。

賠償額は20万4,825円でございます。全額を全国市有物件共済で対応するものでございます。

この事例につきましても、福祉施設の送迎時の運転でございますけれども、車椅子利用者であるために自宅に限りなく近づこうというようなことで配慮した結果、後方確認不足が生じたということでございます。

こういった送迎時の事故につきましては、毎日注意喚起しておるという状況ではございますが、このような事故が起こってしまったことにつきまして改めておわびを申し上げまして、ご報告とさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

14番菅原正志議員。

○14番（菅原正志議員） 14番菅原正志です。

私、議員にならせていただいてから毎月のように、このような専決処分による横手市側に責任のある事故が発生しております。

私はアルバイトで、ある運送会社さんに行っているわけなのですが、これはもし民間の運送会社でありますと、ゆゆしき問題、もう全国的に注意喚起をされて絶対起こさないよというようなことは口うるさく言われるものであります。ところが、今回も確かに保険金で支払って市のほうには実質的な被害はないかもしれませんが、注意喚起して終わる。じゃ、具体的にはどのようなことをやるのか。それから、どういう対策をとっていくのかということをはっきりやらないと、また注意喚起して終わる

ということになりかねないのではないかと思います。本当に指さし確認をしたり、朝、車に乗るときにそういう注意のことを復唱するとか、いろんなことをやっての上での事故であれば、これはいたし方ないということがあるかもしれませんが、こう何回も不注意によりという言葉が続きますと、市民の目から見ると何やってるんだということにもなりかねないので、その辺の対策についてお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま14番議員のご指摘については、事あるごとに言われてきておりました。前にもいろいろとお話をいただいているところではございます。

具体的に何をやっているかということでもございますけれども、一応この事故の案件につきましては、処分の対象になり得るといふふうに考えてございます。具体的には、金額等によりその対応が違うわけでもございますけれども、非常勤の皆様についてもきちっとした所属長、あるいは事故の内容によっては副市長のほうからも、口頭での注意を具体的に個別にしているところでございます。

また、通常何をやっているのかという話でもございますけれども、例えば年末年始とか、あるいは雪が降ったとか、そういう区切りの場面で、それぞれ庁内の連絡網を使いまして周知をしているところでもございますが、ただ、数も多いということもございまして、徹底できない部分もあろうかというふうには考えてございます。非常勤の皆さんについても、それぞれ所属長から必ず全員のほうに通達できるような形にしておりますし、それから、言いわけにはなりませんけれども、同じ方が起こしている事故というのは、まずございませぬ。そういう点で、同じ方が何回も事故を起こされるというような事案については、これは大変ゆゆしき問題だというふうに思いますけれども、そういう部分にも十分配慮しながら、今後とも注意喚起を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 福祉施設等の車両の管理、安全運転につきましては、事故が多いというようなことで、各施設では朝礼で毎朝、安全運転について所属長から職員に対して訓辞をするというようなことを励行しております。

以上であります。

○木村清貴 議長 14番菅原議員。

○14番(菅原正志議員) 今、総務部長のほうから、同じ方がやっているのではないのかというような話がありましたが、横手市を一人の人間として見れば同じようなことが何回も起きているわけです。これは個人の問題でなくて組織の危機管理の問題だと思いますので、簡単に口頭で注意するとかではなくて、やっぱり徹底した対策を講じるべきだと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

終わります。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第3号の報告を終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第6、議案第1号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

増田地域局長。

○遠藤晴美 増田地域局長 ただいま議題となりました議案第1号財産の取得についてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

本案は、横手市増田町診療所における耳鼻咽喉科医療機器の購入に当たり、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

同診療所は平成3年に耳鼻咽喉科に特化して開設されており、このたび使用から20年以上経過した機器の更新を図るものでございます。

購入する機器は、耳鼻咽喉科医療機器一式であります。契約の方法は、指名競争入札であります。購入金額は、2,903万2,500円であります。購入の相手方は、横手市幸町3番47号、有限会社いわしや佐東器械店、代表取締役、佐東秀雄氏であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

24番齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） それこそ当診療所については、市長が変わりましたけれども、前市長時代、事業仕分けというのがありました。そういう中で廃止の答申が出された。その中で、私はちょっと違うという形でいろいろ議論しましたけれども、それからずっと継続をされてきている。まずその中で、市長は変わりましたけれども、スタッフはみんな同じですから、どういう経緯の中でこの診療所が継続をされてきて、そしてまた新たな機器の購入になったのか、その経緯をひとつまず教えてください。

それから2点目として、私がこの診療所を継続すべきだという一番の基本にしたのが、要するに処置をすることによって交付税算入があり、かかる経費よりも多い。要するに住民の利便性が図られた上で、市のかまどもにも貢献しているのではないかという議論を申し上げた経緯があります。そういう部分の中で、市の中でこれが今度は交付税の算入から何から含めて、変わったときも含めて、少子化、要するに高齢化も今あるのですけれども、それも含めて将来的にこの診療所のあり方、えがおを1つ廃止していますよね。それも含めて基本的な考え方を教えてください。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 診療所の運営につきましては、やはり地域の方々がそれを利用している以上は、医師が確保できる限りは基本的には続けたいというふうに考えております。ただ、その前提としては、やはり交付税算入があるわけでございますので、その意味で診療所を続けることが市の財政的負担にはそれほどなっていないというような状況でございますので、現在医師が確保できる間は、やはり続けたいというふうに考えております。

ただ、やはり医師確保は市内全域で、病院も含めて大変難しい状況にはなってきております。今回の増田の診療所につきましては、現在平鹿病院のほうから耳鼻咽喉科の医師を派遣していただいておりますけれども、平鹿病院のほうに確認したところ、現在の医師が、私がいる限り、それから、その後も医師を派遣するという意思が強いというようなことでございまして、新たに医療機器、20年を経過しておりますので、現在の医療機器では、私は診察行為はなかなかできかねるというようなことでございました。ということで、医療機器を更新していただければ、自分を含めて、あとかわりのドクターも含めて、増田の診療所には週1回は派遣できるということでございました。

耳鼻咽喉科の診療科につきましても、市内では非常に不足している状況にはございます。そういった意味で、大森病院にも週何回かということで開設もいたしまして、近くには十文字にも耳鼻咽喉科があるわけでございますけれども、やはりこういった冬期間になりますと増田地域から出かけていってと、一日の仕事になるというようなことでございますので、できる限り続けてまいりたいというような姿勢で考えております。

ただ、先ほど若干お話ありましたえがおの丘につきましては、病院のほうからの医師派遣が現在できかねるというような、現在そういった病院からの申し出がございまして、こちらにつきましては存続ができないのかなというふうに考えている状況でございます。

以上でございます。

○木村清貴 議長 24番齋藤議員。

○24番(齋藤光司議員) 少なくとも明確に事業仕分けで要らないと、そんなもの要らないんだという形の中からは、市の施策の中の診療所に対する考え方、明確に理解できるものだと私は思います。そう言った以上、市長、どうか、今度派遣してくださる平鹿病院含めて、行ったときには必ず御礼かたがた存続のほうお願いしてきていただきたいと、非常にその部分が今明確に出されたわけですので、長としてお願いしたいと思います。

終わります。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。



---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第7、議案第2号平成25年度横手市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

説明を求めます。

財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第2号平成25年度横手市一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明いたします。

それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,748万3,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ527億1,164万5,000円に定めようとするものでございます。

それでは、補正の内容につきましてご説明申し上げますので、最終ページであります6ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、あったか灯油助成事業といたしまして4,132万2,000円を計上してございます。これは、今冬の灯油価格の高騰に伴う高齢者世帯の家計負担の軽減を図るため灯油購入経費の一部を助成するものでございまして、対象世帯当たり5,000円分の灯油券を給付する事業費の補正でございます。ちなみに、対象世帯は約8,000世帯を想定しているものでございます。

同じく4目高齢者福祉費で、雪下ろし雪寄せ支援事業に2,355万円を追加計上してございます。これは、今冬のこれまでの降雪状況から本支援事業費の増額が見込まれることにより、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費に、スマートインターチェンジ設置事業といたしまして261万1,000円を追加計上してございます。これは、高速道路管理者である東日本高速道路株式会社、ネクスコ東日本本社から本設置事業関係資料の見直しと資料の作成要請がなされたことによる業務委託料の増額補正でございます。

同じく2項道路橋りょう費、5目雪対策費で除雪費に5億円を追加計上してございます。昨年からの引き続き断続的な大雪に適切に対処するため、幹線道路、生活道路等の除排雪経費を追加計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、前に戻りまして5ページをお開きいただきたいと思います。

最下段になりますが、20款諸収入で、在宅福祉事業収入といたしまして1,185万7,000円を計上してございます。これは、雪下ろし雪寄せ支援事業に係る利用者負担分の収入でございます。

18款繰入金で、財政調整基金から繰入金5億5,562万6,000円を措置いたしまして、収支の均衡を図ってございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番遠藤忠裕議員。

○6番（遠藤忠裕議員） 2つほどお聞きしたいと思います。

3款のあったか灯油助成についてです。昨年もこのあったか灯油助成あったわけですが、時期的な問題等々含めまして、非常に対象者が高齢者だったりすることもあったと思いますが、使い勝手の悪さが指摘されていたと思います。そういう点をどのような観点で捉えて対応しようとしているのか、これ1点お聞きしたいと思います。

それから、もう一つは8款の土木費の2項雪対策の除雪費に関連してございますが、4年目の大雪、しかも今の時点では平年の3倍の降雪、積雪というようなことが報道されておりますし、大変除雪関係者の方々も疲労もピークに達している時期なのかという思いもしております。また、市民の皆様方の雪寄せも、もうたくさんだというような悲鳴さえ聞こえてくるという現状の中で、1つ市長に、これは私の所管委員会の事項でございますので、市長にあえてお聞きしたいのは、昨年除雪計画なるものが提示されました。そういう中で、提示された除雪計画というものが現状に合っているものなのかどうなのか、これをもう一度根本から見直す考えがあるのかないのか、あえて市長にお聞きしたいと思います。

以上2点、よろしくお願いたします。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 今回も灯油券につきましては、内部の会議、それから政策会議等でも議論はありましたけれども、5,000円の券1枚交付というようなことを現在のところは考えております。これにつきましては、やはり1,000円券5枚という考え方もあるわけでございますけれども、今1缶が2,000円を超えるというような状況でございまして、高齢者世帯で1缶か2缶ずつしか購入しないという世帯もあるというようなご意見もございましたけれども、通常依頼している灯油店でございまして、5,000円券を渡して、多分きっちり5,000円分については3缶分まで配達していただいて差額を請求するというようなことを、普通やっていただけのものというふうに考えております。中には、そういう割り切れないという状況も考えられますけれども、今回は2月、3月というような灯油を非常に使う時期でもございますので、3缶ぐらいは必ず支出するものというふうに考えております。あとは、灯油販売店のほうの事務負担も1,000円券が余り多く集まってという場合と、それから、家庭の中にばらにして余った場合、灯油券を例えばばらばらにしてなくしたりするというような高齢者がいたりする場合も考えられますので、なるべく早期に5,000円使ったほうがいいのではないかというような考えで、同じような状況で考えているということでございます。

以上でございます。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 除雪の体制につきましては、もうこの4年連続の豪雪でありますので、過去と比べると3倍とはいえ、もはやこの状態が平年並みというようなことも考え得る事態だと思っております。また、これが温暖化の状況なのかどうなのかは、私もちょっとその点はわかりませんが、今後もこのようなことが続くとなると、今はほかの県なり、ほかの力もかりながら乗り越えようとする努力はしておりますけれども、いつまでも今の体制のままではちょっと厳しいのかなというような思いもございます。ですので、今の除雪体制のまま、それがずっと許されるかという、私はちょっと難しいのではないかなという感触を持っていますので、再度今の状況というのをきっちりと検証して、私自身も点検しながら、あと各地域局ごとの除雪能力というのも、これまでと降雪の仕方が違ってきていたりするので、今の状態でいいのかどうかも改めて検証し直して、ちょっと対処していかなければならないと考えています。

○木村清貴 議長 6番遠藤議員。

○6番（遠藤忠裕議員） 灯油に関してですが、前回、昨年度の場合、大変高齢者の方々自身もそうかもしれないですが、業者のほうでも対応に苦慮しておった業者の方もおるやに聞いております。そういう点を考えたときに、やはり市側の考え方がきっちりと伝わってなければ、せっかくいい事業でございませぬ。これを徹底しない中途半端な事業にしてしまうということは、大変市民にとっても行政側にとってもいいことではないと思いますので、そこら辺の受ける側、あるいはそれに対して対応する側、両方に徹底した伝達をしていただきたいと思います。

それから、除雪に関しては市長おっしゃったとおりに私も思います。詳細は委員会のほうでいろいろと議論させていただきたいと思います。どうか、今までとは違うんだということをはっきりと認識するというのは、私は大事だと思います。今までをベースにしたような除雪排雪体制では、これはなっていないかなということだと思います。根本的に物の考え方を変えて、計画を立てて進めていかなければいけないのではないかと思います。これについては委員会のほうでいろいろ議論をさせていただきたいと思います。

あつたか灯油について、そこら辺の徹底した伝達方法、お考えをお聞かせいただければと思います。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 利用される方々が灯油販売店のほうにお願いするわけでございますので、灯油販売店のほうに、そういったご配慮について文書等できっちりお願いして、そういう使う方々の利便性を考えた対応をお願いしたいということで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

5番小野正伸議員。

○5番（小野正伸議員） 私も雪対策費についてお伺いしたいと思います。

まず、私含めて、いろいろ雪対策について皆さんお話ししたいことがたくさんあると思いますけれども、まずもって、毎日除雪作業に携わっている方々に御礼申し上げたいと思っております。

この補正予算につきましては、もしかすると再追加ということもあるかと思うのですが、妥当だとは思いますが、除雪の作業体制についてちょっとお伺いしたいと思っております。

幸いにも、私の住んでいるところは今年、かなり除雪をよくやってもらっているような気がして、非常にありがたく思っていますけれども、各地域局ごとに除雪の作業体制は地域ごとの班長で決まっていると思うのですが、特に、皆さんごらんになってわかるとおり、旧横手市内はかなりひどい道路の状態になっていると思います。

そこでちょっとお伺いしたいのですが、まず、誰がどのようにして優先順位を決めて作業しているのか、そのことが末端のオペレーターの方々にきちっと指揮命令系統として伝わっているのか、非常に甚だ疑問でありますので、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それと2つ目といたしまして、冬期間だけのオペレーターの方々については、多分お話し伺いますと、数年前から日給から時間給になっているというお話を伺っております。多分細かく時間を設定して経費の節減に努めていることだと思うのですが、そのことについて、シーズン終わってから何シーズンかたっていますので、検証されているのか伺いたいと思います。

それと最後に、多分新人のオペレーターの方も何名かおると思うのですが、その方々の技術的な教育といいますか、そういうことが十分行われているのかどうか、そこら辺もお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○木村清貴 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 3点ほどご質問がございました。

まず1つ目でありまして、出勤に当たっての指揮命令系統ということではありますが、先ほどお話がございました除雪基本計画、毎年度策定しておりますけれども、その中で出勤の基準というものをつくってございまして、それに基づいて出勤するという形で対応してございます。

基本的には各地域局単位で、毎晩の降雪状況を見ながら地域局単位で出勤判断をして、直営であれば直営部隊に指示をいたしますし、また、委託業者であれば委託業者のほうにも指示を出すという形で動いてございます。ただ、今冬につきましては、1月11日から13日にかけて1メートル近い降雨、降雪がございまして、その間、その前後も含めて連続で動いてはおりますけれども、やはり雪のやり場所がだんだんなくなってくるという状況にございます。ここ3年間の過去の降雪量よりも大変多い状況にありますので、雪を押し出す場所がだんだんなくなるという状況にありまして、市民の皆様方にも大変ご不便をおかけしてしまっている状況にあります。

そのために排雪作業をとにかくしなければならぬということで、それぞれ委託業者に対しても、排雪作業をするようにという指示については徹底はしてございますが、ただ、業者によっては規模、それぞれ違いもございまして、なかなか我々の要請にすぐ応えられないという場合もございまして、また、

広い範囲を受け持っておりますので、優先順位という先ほどのお話もございましたけれども、やはりバス路線、それから通学路、市民生活にかかわる重要な市道について優先的に、まずは作業をせざるを得ないという状況にあります。そのために、その陰にございます住宅地内の、なかなか排雪作業に間に合っていないという状況にございます。

ただいま排雪作業につきましては、先ほど市長もお話ありましたけれども、県のほうからもロータリーの派遣、またダンプも派遣していただきながら、ご支援をいただきながら総力を挙げてまず取り組んでおりまして、何とか現在天気が落ちつきそうな向きもございますので、この時期に一度市内の排雪作業につきましては徹底してやらせていくつもりでございます。

それから、新人のオペの研修でありますけれども、2人乗車、合併時から行ってございまして、その中で、基本的には2時間交代で運転を交代するよという指示のもとで動いてございまして、その中で、新人のオペに対してもそういった運転技術の向上の作業に当たらせるよという取り組みは行ってございますが、ただ、やはり朝の早朝2時半から出勤を行いますけれども、7時半までに基本的には作業を終わらせなければいけないという、大変せっぱ詰まった中での作業でして、交代をしながらというのが、実際の現場にまいりますとなかなか難しいという状況にもございまして、新人さんに対しては、できればそういった現場で直接作業に当たってもらえるよというお話はしておりますけれども、実際のところは、例えば日中の排雪、また幅出し、それから駐車場等の排雪なり、そういった作業時に運転をしていただくよにさせていただきながら、まず技術の向上を図っているところでございます。

また、賃金の話がございましたけれども、日給から時間給へ切りかえたことによる検討については、まだ内部では残念ながら、ちょっと検証作業まで進めてございませんでしたので、今後の除排雪体制の見直し等のお話が先ほど市長からもございましたので、その中で再度検討作業に入りたいと思います。

以上でございます。

○木村清貴 議長 5番小野議員。

○5番（小野正伸議員） この大雪でございますので、市民の方々からいろんな要望とか苦情とかもたくさん来ていると思うのですが、まず一番感じたのは、頑張ってくれているオペレーターの方々ですので、その方々が働きやすい環境になるよに対策を講じていただきたいと思っております。

以上です。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

7番土田百合子議員。

○7番（土田百合子議員） 私のほうからは、あったか灯油助成事業についてお伺いをしたいと思っております。

昨年は生活保護世帯が対象になっていたと思っておりますけれども、今回は生活保護世帯を対象外とした理由について、資料には冬期加算があるためであるというふうにされておりますけれども、県の対象は生活保護世帯が助成の対象となっているわけですので、この点についてどのような議論がなされたのかお伺いをしたいと思っております。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 今回のあったか灯油助成は、5,000円の助成でございますけれども、議員述べられたとおり、生活保護世帯につきましては、単身世帯であっても月に約2万円弱の冬期加算もございますので、やはり例えば年金のみで生活している方々、パート収入のみで生活している方々等との比較においては、やはり今回は生活保護世帯については、横手市としては対象から外すというような決定をしたわけであります。

以上であります。

○木村清貴 議長 7番土田議員。

○7番(土田百合子議員) このことによりまして、私が心配するのは横手市のイメージという視点で、対象外にしたという理由は今お伺いいたしましたけれども、今市民の中ではどのようなことが言われているかと申しますと、やはり除雪にしてもそうですけれど、市長が変わったからなのかという質問が非常に多く寄せられております。そういう中で、やっぱりこの生活保護世帯を抜くというのは、ある意味では市民側からしますと、やはりこういう事情、冬期加算があるといいますが、やはり福祉後退なのではないかという、そういうイメージがつくのではないかということをお私は大変心配しております。今、一生懸命やってもそういうことが言われているさなかの中で、このような状況でよいのかということをお私は大変心配しておりますので、できれば、県でもやっぱり生活保護世帯も対象にするというふうな方向で言われておりますので、再度こういう点については検討するべきだとお私は思います。

以上です。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 昨年度の実施の時点でもさまざまな議員の皆様からご意見いただきまして、今回は生活保護世帯につきましては冬期加算があるということで、この世帯基準と非常に近い方で非常に生活が苦しい方々ということで、準要保護の児童がおる世帯、この世帯を今回は支給対象とするということで、やはりこの世帯を応援していきたいというようなことで、その分をこちらのほうの支給に回すという考えでございます。

以上でございます。

○木村清貴 議長 7番土田議員。

○7番(土田百合子議員) このことについて、市長はどのようなお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 私の指示でこういうことにしましたので、同じでございます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

24番齋藤議員。

○24番(齋藤光司議員) 私もあったか灯油で1つ質問させていただきます。

昨年度と比べて1つだけ大きく変わったのは、昨年度はそれこそ非課税という条件がなかった。今回は市民税の非課税世帯だけ。明確に扶助費を使っている。その点では非常にめり張りがきいているなど思います。

ただ一つ、今部長が準要保護児童・生徒、構成員、これ新たに入れてもらいました。そういう中で、いろいろあるわけですが、生活の困窮度、これによつてのやっぱりあったか灯油券だろうと。このことによつて、市内の困窮度からいって市長サイドの中でどれぐらいカバーできているかという部分についてお聞かせください。困窮度の把握です。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 非課税世帯全体でございますと、昨年度の課税状況によりますと非課税世帯は9,637世帯、これは税の世帯でございますので若干変わりますけれども、こういった世帯でございます。

今回は対象は8,000世帯ですけど、重複がありますので多分7,000世帯前後になるのではないかとこのように考えておりますので、この辺からしますと、カバー率からしますと今回は2割ちょっとぐらい、それから、非課税世帯全体ですと3割弱ぐらいでございますので、今回こういったカバー率としますと、全世帯の約2割ぐらいのところは非課税世帯としてカバーできているというふうに考えております。

以上であります。

○木村清貴 議長 24番齋藤議員。

○24番(齋藤光司議員) 部長、3万4,000世帯なのですよね。3万4,000世帯。要するに8,000世帯にあげるのだらう。率にして約24%だ。今の数字の中でそう言うとなのですけれども。だから困っているうちはみんな困っているのですよ。その中で、何ともないという市民は誰もいないと思います。今、灯油このくらい高くなって。アベノミクスで景気がよくなったと言いながらも、生活実感としては非常にここの地域は逆に厳しくなっている。私はそういう思いでいます。

でも、その中で限られた予算を使う。今の形の中で一つめり張りはつけた。そういうのですけれども、一つだけ残念なことに、一番の足元抜けているのです。何か。国民健康保険税の減免世帯です。私は、そこまでやってもらいたいという思いあるのですけれども、この減免については本当にすき間の中で、失業を含めて種々の要件があるから、それこそ減免申請にみずから来るわけです。7、5、そこあたりは数字の中で決まってくるのですけれども、本当に困った、そういう形の中で、25年度、122世帯です。わずか122世帯。これをどうか入れてやってほしいのです。だから、こういうのはですね、誰か気づいてやっぱり言わなければならない。担当部だけでなく、それこそ政策会議やっているわけで、いや、これも抜けているのではないか、いや、これはもしかしたら該当数が多くなってしまふから要らないのではないか。そこあたりの議論を、部をまたいだ議論をぜひともお願いをしながら、今回、私は急に唐突に言ったわけでないです。去年も話してますので。そういう中で、この国民健康保険税減免家庭122世帯を入れる気があるか、1点お聞きします。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 国保税の減免世帯は、それなりに大きな所得の減等で申請しているというような状況でございます。世帯の状況については、疾病、失業、さまざまな事情はあるとは思いますが、今回この国保の減免世帯だけをまた捉えて、この対象にするということになると、やはり全体の世帯の状況からすると片手落ちになるということでございます。昨年議員のお話では、こういった話がなくて、やはり高齢者と、それから無職の40代、50代の方の同居世帯等も非常に困っているという状況もございました。こういった世帯は、多分非課税世帯には入ると思っておりますけれども、やはり世帯の構成の関係で漏れてしまうということだと思います。こういったものを全て捕捉するとなると、なかなか非常に作業的にも難しいという状況でございます。

先ほど非課税世帯の全体の状況もございましたけれども、今後予定される臨時福祉給付金、こういった場合に、非常に所得要件に応じた給付ということで、さまざまな手続があるわけでございますけれども、こういったものについて、全ての状況を捕捉しながら支給対象を決めるということになると、なかなか手続上困難であるというような考えがございますので、今回は提案のとおりの対象世帯にいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 24番齋藤議員。

○24番（齋藤光司議員） いや、困難だからやらないという話でなくて、わずか、数字もちゃんと出ていて、みずから減免申請認めているのですよ。生活の困窮度。いや、それは片手落ちだった、122世帯、金額にして幾らですか。だからさっき言ったでしょう。扶助費でしょう。生活の困窮度、これによってそれこそ、使用するあったか灯油券みんな配っている中でも、そういう中で今明確に122世帯という数字が出ていて、この数字を上げられない理由。それがどうしても、担当はそう言わざるを得ないと思えますけれども、市長、どうですかね。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 数字上122という数字が出ているわけではございますけれども、私どもが灯油券を支給する対象の中にかぶっている部分があると思います。ですので、そこら辺の検証がちょっと難しいのかなという思いはございます。

なので、その困っている世帯を全く見過ごすとか、そういう感覚で私どもはこの支給の対象を決めたのではなくて、おおよそかぶっているであろうなということで、まず122という数字は入っていないわけございまして、おそらく対象になる方は大分含まれているのではないかなとは思っております。

○木村清貴 議長 24番齋藤議員。

○24番（齋藤光司議員） あとこれですみません、1つ。

かぶっているのはわかっているんですよ。だから実数にすればですね、実数にすればもっともっと少なくなる。でも25年度の申請です。25年度の申請。非課税でも何でも、要するに24年度の所得の中で25



年度でしょう。1年おくられているんです。そこを忘れているんですもの。現実去年困っているんでなくて今困っている人を助けねばいけない、扶助費だもの。だからこそ、作業が面倒くさくなる、これは官吏として言いわけにならないですよ。調べてみて全員がかぶっていました、それはそれで報告でオーケーです。そういう形の中でやってもらわないと、扶助費を使う理由づけがないじゃないですか。いかがですか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 議員のおっしゃることは十分わかりますけれども、まず委員会でいろいろと議論を深めていただきまして、そして、その結果妥当だというふうに判断できるような状況であれば、こちらのほうで対処を考えたいと思っております。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

8番寿松木孝議員。

○8番（寿松木孝議員） 似た事例のあったか灯油事業のことなのですが、これ今、県議会でも一生懸命話がされているという形の中で、その事業の中身等が各市町村によって違っているということも踏まえて、その状況と、それから、今回は一財で一義的に財源を1件当たり5,000円という形で支給しようとしているのですが、そのあたりの財源の内訳の内容も、将来的な部分も見通しも含めてですが、ちょっと詳細を教えてくださいませんか。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 今回、県の事業で同じような灯油助成事業がございます。これは昨日県の委員会のほうでもあったとおり、市町村が助成する場合に県が助成するというようなことで、県は1世帯2,500円でございますので、対象世帯の、市の場合ですと、今回準要保護世帯以外の部分については非課税世帯でございますので、全て該当になる。準要保護世帯はちょっと調査してみないとわかりませんが、その部分で、若干世帯の対象漏れはあるかもしれませんが、基本的には半額は県補助金ということになると思います。

県で先月実施状況を調査しております。先月の時点では、実施するというようなことを決定している自治体が17、検討中が横手市を含めて3、実施しないという自治体が4でございました。このうち、実施しないといった自治体の中にも、既に実施を検討に入っている自治体もございますので、実施しない自治体は非常に少なくなるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 8番寿松木議員。

○8番（寿松木孝議員） ちょっと私がかよく理解できていない部分があるのかなというふうに思いますけれども、要するに、県の事業の中では非課税世帯を基準とした中での支給なのかなというふうに、今理解したのですが、その中で例えば県から入ってきた、入ってきたというか、県が支給する分というのはこの5,000円プラスで上乗せになるのですか。それともその中に入るのですか。そのところをきち

んとして教えていただけますか。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 県の補助金込みの5,000円でございますので、財源にしてみますと、1世帯当たり2分の1の2,500円が県費、2,500円が市費というような考え方でございます。

以上でございます。

○木村清貴 議長 8番寿松木議員。

○8番(寿松木孝議員) だと思っております。新聞等の内容を見ますと、そういう内容だというのは理解しています。

そこで、逆になのですが、これを今5,000円支給して、先ほど言った県の支給対象と違う家庭が、じゃ、どうなるのかという話なのです。そうすると、その家庭にだけは市の分2,500円上乗せして行って、県の支給の分が2,500円入ると。ほかの家庭の場合は県の2,500円と市の2,500円だけだと。要するに、2,500円違う世帯が出てくるということになるかというふうに思います。そこら辺の検討も含めて、これは知事も言っていたのですが、それは地方分権でしょうという話も、コメントもあったようですけれども、その自治体ごとに違うことによる、そこら辺の詳細というか、中身についてちょっと、今のところわかる範囲内で結構ですけれども、教えていただけますか。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 今回横手市としては、準要保護の児童生徒が構成員となっている世帯を加えておりますけれども、この世帯につきましても、一人親世帯等とはかなり重複しているものというふうに考えておりますので、こういう世帯で均等割等の課税等がある世帯も限りなく少ないだろうというふうに考えております。そういった意味で、まずほぼ大部分の世帯が県の補助対象世帯にはなり得るであろうというふうに考えております。

あと、全県の中の市町村の中で実施する市町村の中では、やはり高齢者、障害者、それから一人親世帯等でございますので、ほぼ同じような状況でまず支給するというような状況にはなっております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 8番寿松木議員。

○8番(寿松木孝議員) だとするならば、我が横手市としての特色を出すという、横手市としての考え方を出すという意味で、こういう支給の対象者を絞り込んだということだというふうには思いますけれども、今の部長の答弁を聞くとそういう作業ではなくて、別に県の支給対象のままでやっても何ら変わらないという話じゃないですか。

だとするならば、だとするならば、県の支給対象がこういう形になっているので、こういう形に出しますけれども、横手市としてまったく別個に、そこ以外のところをカバーするためにこういう形に出しますというような、やっぱりアナウンスメントがなければいけないだろうと。ほとんど重なっていて、何も支給される方々はほとんど一緒ですよということであれば、県の支給対象でいいわけです。重なっ

ていても漏れるところがないとするならばね。それが違うというところが何でかというところを含めたきちんとした議論と、やっぱりその中で細かな数字、どれだけ違うのか。県の支給対象と市の支給対象で何世帯どういう形で違って、こういう形でそのところには支給しなければいけないんだという理由づけが必要ではないかなというふうに思うのですが。

もし、膨大な作業時間がかかるというのであれば無理かもしれませんが、もしある程度のことかわかるのであれば、委員会の中でもそういうことをやっぱりきちんと出していただいて、何でそうなのかというところをわかりやすく、やっぱり上程するべきであろうというふうに思いますので、そこら辺、この場でわからなければ後でも結構ですけれども、何とかちょっとわかるような形にさせていただきたいというふうに思いますけれども。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 県の補助の議論はされているわけですが、横手市で対象者を決定したのは県の詳細が決定する前で、横手市としては、平成25年度はこういった対象者を対象にした灯油助成をしたいということを最初に決定しておりまして、県の補助は今回一財でも措置しているとおり、県の補助を前提としたスキームで考えたものではないということでございますので、横手市としては、昨年度は課税状況については問わずにまず発想したというようなことでございますので、今回は昨年のさまざまな議論を踏まえた上で、25年度はこうした助成をしたいということで、横手市の事業としては最初に決定したという状況でございます。今後県のさまざまな助成が決定されてくれば、財源も含めてその分は調整していくということでございます。

以上であります。

○木村清貴 議長 8番寿松木議員。

○8番（寿松木孝議員） わかりました。

最後なのですが、今部長が申したとおりだというふうに仮定するならば、仮に県が、例えば県議会が通らなくても、これは横手市が責任持って出すべきであろうし、当然そういう覚悟でやられているというふうに思いますので、だとするならば、横手市独自という形で出していただいて、そういう考え方で動いてもらったほうがいいのかなと。県と全く分けた頭の中で動いていただきたいなというふうに思いますので、そのあたりのことも含めまして、きちんとした説明を、委員会の中でも詳細な説明をしていただくことをお願いして終わりたいと思います。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

18番塩田議員。

○18番（塩田勉議員） 除雪のことについてお伺いしたいと思います。

これから排雪の時期に入りますが、実際に横手市内で直営で除排雪する場合と、委託もあるわけですが、両方なのかどうかわかりませんが、実はちょっと耳にしたことがありまして、排雪のダンプの借り上げの料金が横手市は非常に安いのではないかという話がありました。お隣の大仙、秋田市含め

て大分料金差があるのではないかなという話を伺いまして、特に今、ダンプ等については岩手県なり宮城県なり、随分向こうに出ている場合が非常に多いわけで、地元で稼働している台数というのは非常に少ないというふうに聞いております。

そこで、これだけ、旧横手市内が特にそうなのですが、やっぱり一番いい例が富士見大橋ですが、この前のときは片方で約1.5車線あったのが、今は1車線ぎりぎりなのかなというような状態であります。ただ、下雪はそこにはありませんでしたけれども。ほかのところの地方路線、言ってみれば市道ですが、市道でも結構下雪が余りにも厚くて、これが緩んだらどうなるのかなと。特に田んぼとか、排雪する場所があればロータリーでできるわけですが、そうでない民家があるところは、どうしてもやっぱり排雪せざるを得ない。そういう面では建設部長、この先どういうふうに、今まで議論の中で除排雪の計画がどうなのかという話ありますが、これから将来に向けてやはり横手市としてどうあるべきなのか。やっぱり駐車場もそうなのですが、駐車場にどんどん押していても、スペースが少なくなってやっぱり排雪せざるを得ないわけですよ。ですから、除雪もしなければできないし、排雪もしなければできないと、両方考えながら進めていかなければできない旧市内でありますので、何とかそこら辺、どのように考えるのか。あとは、委託料を含めての標準単価をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○木村清貴 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 初めに、ダンプ車両の単価のお話がありました。確かに、これは横手市として長い慣行の中で来ていることだと思いますが、やはり冬場、基本的には建設工事がないという状況の中で、夏場のダンプを持っていらっしゃる方々に、冬場も業務をお願いするということで協力していただいている部分が確かにございます。

県のほうの単価とも、また他自治体とはまだちょっと比較はしてございませんが、県単価とはやはりダンプについては開きがあるという状況にございます。特にこの震災以降、市内のダンプを所有している方々が被災地のほうに大分行かれていたという状況もございまして、単価自体も年々上がってきているという状況にあります。現在のところ、横手市としてはこの地域での生活の根拠、よりどころ、まず除雪が基本でございまして、そういった部分でのご協力をしていただいているという状況にございます。ただ、これもいつまでもそういう状況が確かに続かないのではないかと心配もございまして、大勢がどのような形で今後推移していくのかもやはり見据えながら、その辺の単価についても、今後検討を重ねていかなければいけないのかなというふうに感じてございます。

また、除排雪の仕方といいますか、考え方ということでございますけれども、やはり議員おっしゃいましたように、確かに圧雪状況になってございます。それを圧雪を先にしなければいけないのかどうか、やはり基本的には現在の道幅確保、この部分から始めないと、現在の状況で圧雪した雪を起こすということになりますと、やはり実際そこに住んでいらっしゃる方々が、さらにその雪の入れ場所に困るということもございまして、まずは排雪作業を行うこと。そしてその後、圧雪状況の改善に向けて、作業をさらに引き続き行っていきたいと考えてございます。

○木村清貴 議長 18番塩田議員。

○18番(塩田勉議員) ありがとうございます。

ぜひともですね、地元の業者で今まで頑張ってもらって協力してもらっていると思うのですよ。ただ状況が、やはり私も話ししましたが部長の答弁のとおりです。需要がどうしてもやっぱり三陸方面に行っている。単価が物すごく違う。いわゆるそれは、一般の商行為ですので当然といえば当然のことなのです。

今まで横手市はいろいろな面で民間の方々にも協力いただいて、何とかこの冬、今までの冬場を乗り切っているわけですが、やはりいつまでもお願いだけではこれは通る話ではありません。ぜひともそういう面では、建設のコストも含めてですが、やはり現況に合わせるような単価をしていかないと、いつまでも、思いやり予算ではありませんが、ある程度の部分は見えていかないと協力はいただけなくなる、そういうふうに思いますので、ぜひとも市長含めて見直しをかけていただきたいと思います。

あと1点、除排雪はもちろんです、直営の場合、平均年齢が60歳ぐらいなのです。ですから、ちょうどベテランになっていいときになると、もう離れなければいけなくなって民間の業者のほうに回っていくという感じなのですが、ところが、若い人が次々出てくるかというところではないだろうと。そういう面では、現場で冬場だけだったら65まで十分働けますので、何とかそういう形でお願いできるようなシステム、人事交流、非常に大切であります、そういう面では、将来的に見るといつまでもオペレーターの人材がそろうとは限らないわけありますので、ぜひともそこら辺も含めて検討していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○木村清貴 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 確かに現在定年制をしいてございます。そういった定年された方々が民間のほうに回っていかれている状況でありまして、今回もOBの方々の応援を何とかお願いしたいということで要請もしておりますが、なかなか市のほうにお手伝いに来てくれる、大丈夫だという方が少ないという状況でございます。

確かに、若い方々もなかなか少なくなっている状況もございますが、基本的に直営、また委託、どういう体制を今後考えていくかの前に、地域全体でやはり雪についてどう向き合うかという部分、これは民間も含めて、一緒になってどう体制をつくり上げていくかという部分にかかってまいりますので、その中で定年延長なり、またそういったことについて、若い方の雇用等についても考えていきたいと思っております。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

14番菅原議員。

○14番(菅原正志議員) 除雪のことについて伺います。

本当に除雪の皆さんには、日夜にわたって本当にご難儀かけていることに敬意を表したいと思います。ところで、除雪のうまい下手という言葉がありまして、何ぼ努力しても、その後がモーグルのコース

みたいになっているところが何カ所かあります。これは狭いのはお互い譲り合って我慢できるのですが、走るときに舌を噛み切りそうになったり、車の中さ置いている物が跳ぶような状況の道路があります。これ除雪やった後、誰が管理しているのか。見て回っているのか。本当に市民の目線からいうと、どうしてこんなに残しておくのだろうか。秋田市でならばそういうことも多々見受けられましたが、ここ雪国横手で、しかも特に市内に入ってくるとそういう現象が多いように感じられます。

具体的に言うと、今日私ここさ来るまでに横山町の踏切を越えたら、車内の荷物が散乱しました。本当に数メートルですよ。そこまでは順調に来て、踏切を越えてあの布団屋さんのあたりまで行く間にワーンと一発飛びました。それから、あと横手自動車学校の通り、あれは107号線から卸団地のほうさ抜ける人たち通るのですけれども、本当にモーグルのコースのようになっています。それは多分除雪車が通ったからいいというものではないと思うのですけれども。その辺の対策はどのようにとられているのか。だから地域によって、あら、平鹿さ来たれば除雪うまいこととか、どこどこさ行ったらば除雪下手だこととかいう評価になってつながってくると思うのですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○木村清貴 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 路面の圧雪状況によりまして、やはり段々といいますか、でこぼこが、どうしても気温が緩みますと発生してしまいます。その解消のためには、先ほど言いましたように、まず排雪から入っていきたいと思っておりますけれども、今お話のございました横山踏切を越えた山崎の通りでありますけれども、この市役所の中央線のこの角から横山町にかけましては、けさもこの市役所の前については、その段差解消のための作業を深夜行っております。山崎についても状況は把握しておりますので、この後引き続き作業を続けてまいりたいと思います。また、自動車学校の通りにつきましても、本日排雪作業を行っておりますので、引き続き、その段差解消等の作業も行うように指示をさせていただきたいと思っております。まだそれ以外にも市内あちこちでそういう状況にございますので、まず市民の方々からさまざまなご要望等受けながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

11番加藤勝義議員。

○11番(加藤勝義議員) 先般、横手市大雪対策本部が設置されましたけれども、横手のこの4年続きの豪雪が全国ニュースに今、流れております。それで、実はこの大雪対策本部の関係機関との連携という項目の中に、災害協定を締結しておる民間の方々、この方々との支援の要請、提供という項目が書かれております。今、先ほど来、民間あるいは直営とか、いろいろ話が出ておりましたけれども、この災害協定を締結している方々とどういう支援、要請をして今現在おるのか。名前だけの協定ではないはずだと思います。これが実は民間の活力を今、この豪雪、皆さん大変困っている中で、マンパワーも含めて機械力、人材、これはまさに支援をお願いする必要があるのかなというふうに思っております。今現在、この締結をしている方々とどういう要請、提供をしておるのか、ちょっと具体的に教えていただ

ければと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 災害の応援協定につきましては、いろんな分野にわたって結ばせていただいているというところでございます。特に今回、いわゆる工事の一時中止と申しますか、そういうような形をとりました。それにつきましては、建設業協会さんですとか、それから管工事の組合さんですとか、そういうところときちっとした連携をとりながら、何とか協力していただきたいというような実例が1つございます。

それから、あとは先日職員の一斉除雪をやりました。その際に市民ボランティアということで、ツイッターとかホームページ、いろんなアイテムを使って声かけをさせていただいたのですが、そういう中で銀行さんですとか、いわゆる民間の企業さん、建設業者さんの中からも出ていただきましたけれども、そういうような方々と今の応援協定の中でやっていると。それから、あとは友好都市の厚木市さんのほうからも支援の話がございましたが、それについては今、まだ協議中だというような事案でございます。

以上でございます。

○木村清貴 議長 11番加藤議員。

○11番(加藤勝義議員) 公共工事の一時中止をして、その業者さんに除雪、排雪を協力していただくということなようですが、今現在、横手市の工事の中では実際9事業所、9現場ぐらいしか中止、今現在横手市の工事の中では9つぐらいしかない。

今、建設業協会の話がありましたが、建設業協会員がたくさんおるわけでありまして。ですから、一時的に市発注の公共工事を中止してやるということも大事ですが、やはりもっと全体的な方々をお願いをして、まさに地元に住んでいる方々ですので、この大雪のすごさというのは実際わかっているはずであると思います。それで、やはり行政のほうでもさらに支援をお願いしながら、何とか横手市の除雪、排雪、私も一般質問させていただきましたが、民間の力を最大限に利用しながら、官民一緒に、きのう大寒でしたけれども、これからまだまだ長い冬は続くわけでありまして、ひとつ民間の方々の力を、もう一度協力要請をしながらお願いしていけばいいのかなと思いますので、市長、これにつきまして、民間の力をこれからも有効利用できるような環境をつくって、協力していただけるようお願いしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 これまでもいろいろと多方面からのご協力をいただいておりますけれども、協定を結んでいる企業さんに対しましても引き続き協力をお願い申し上げていきたいと思っておりますし、今冬の雪はかつてないほどの記録的な豪雪でございますので、横手市の総力を挙げて、役所、民間問わず総力を挙げて、何とか乗り越えられるように今後も工夫してやっていきたいと思っておりますので、ご指導よろしく申し上げます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

21番高橋聖悟議員。

○21番（高橋聖悟議員） この大雪ということで、大雪対策本部を設置されたことはしかるべき措置だと思います。これからは、今は物理的に足りなくて、県に要請したり国に要請したりして、物理的にも増えてくるのかなと思い、期待しているところではありますけれども、そういう重機に関しては期待しているところでお話はとめておきますが、もう一つ、除雪ではなくて排雪のやりようを少し工夫していただかないと、これがすごい時間の無駄になり、また少ない排雪重機を動かす、ダンプを動かすのに大変支障があるということをちょっとお知らせしておきたいと思います。

例えばちょっと簡単に申しますと、この前、Y<sup>2</sup>（わいわい）ぷらざの駐車場、公共施設ですけれども除排雪していただきましたが、そこを除排雪するのはいいのですが、そこに入っていくまでの経路として、全くダンプ1台も通れないというような道路ばかりでございまして、それが非常に除排雪へのロスタイムになっていると。ですから、今は一例を挙げておりますけれども、そういう箇所が横手地域局でたくさんございまして、その時間をロスしなければもっとスムーズにたくさんの排雪ができるというふうになりますので、まずはピンポイントでそこを除排雪するというのではなくて、その前後、段取りですね。通る道なりの排雪もしていかないと、全く排雪に無駄ができていたという部分が多く見えますので、そういったもの。その段取りですね、ピンポイントの除排雪ではなくて、その経路を含めた、そこをする、ポイントをするのそこちちは違うかもしれませんが、その連携がないと非常にロスが大きいと思いますので、その辺も少し考えてやっていただかないと非常に時間が無駄。5分車待っている、10分車待っている、そしてまた住民も生活道路を通れなくなっているという現状がございまして、そういった連携もひとつ考えてやっていかないと、非常に無駄といえますか、効率が悪いのかなと思いますので、ぜひその部分も考えてやっていただきたい。多分業者も違うと思いますし、誰がやるのかもわかりませんが、連携が必要だと思いますので、ぜひ考えてやっていただきたいと思います。その辺も考えてください。市長よろしく申し上げます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

委員会開催のため暫時休憩いたします。再開は委員会審査終了後といたします。

午前11時25分 休憩

午後 4時49分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間延長の宣告



○木村清貴 議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。  
委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後 4時49分 休 憩

午後 5時11分 再 開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎厚生常任委員長の報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第8、議案第1号財産の取得についてを議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（5番小野正伸議員）登壇】

○小野正伸 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今臨時会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第1号財産の取得について、主な質疑と答弁を申し上げますと、診療所の利用状況についての質疑に対し、当局より、平成24年度は478人の利用者があった。毎年500人ほどの利用者で推移しており、安定した形で利用されているものと思っている。診療科目は耳鼻咽喉科に特化しているが、その中でも高度な技術が必要な場合は、平鹿総合病院に予約して受診している方もいるとの答弁がありました。

また、将来的な診療所のあり方についての質疑に対し、当局より、地域医療において医師の確保は非常に難しい状況にあり、また、耳鼻咽喉科は市内には決して多くない状況にあると思う。平鹿総合病院の協力により継続した診療が可能であるという状況においては、診療所をやめるという選択肢はないと考えている。平鹿総合病院においても今後派遣を続けていくという意思表示があるので、今回医療機器を整備するに至った。機器は10年くらいが耐用年数と考えているが、機器が誰にも使われないということがないように、病院側と連携しながら対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

このほか、医師の確保などについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第1号財産の取得についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎一般会計予算特別委員長の報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第9、議案第2号平成25年度横手市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。

一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（25番菅原恵悦議員）登壇】

○菅原恵悦 一般会計予算特別委員長 今臨時会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果のご報告を申し上げます。

議案第2号の審査については、本日、一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業建設の3つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

各分科会での報告を経て、先ほど開催した一般会計予算特別委員会における分科会長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものでありました。

本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第2号平成25年度横手市一般会計補正予算（第8号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○木村清貴 議長 これで平成26年第1回横手市議会1月臨時会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

午後 5時17分 閉 会

